

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策 1	基本的人権を尊重する教育の推進
施策 1 の主な所管課：学校教育課、生涯学習課	
施策 2	人権啓発活動の推進
施策 2 の主な所管課：生涯学習課	
施策 3	心の教育の推進
施策 3 の主な所管課：学校教育課	
施策 4	ボランティア・福祉教育の推進
施策 4 の主な所管課：学校教育課	
施策 5	生徒指導・教育相談体制の充実
施策 5 の主な所管課：学校教育課	
施策 6	児童生徒の健康の保持増進
施策 6 の主な所管課：教育総務課、学校教育課	
施策 7	運動習慣の形成と体力向上の推進
施策 7 の主な所管課：学校教育課	
施策 8	安全教育の推進と安全管理の徹底
施策 8 の主な所管課：学校教育課	

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策1 基本的人権を尊重する教育の推進

—現状と課題—

人間関係の希薄化や子供の背景の複雑化・多様化、家庭・地域の教育力の低下などを一因として、いじめ^{*}の深刻化、虐待等、人権に係る様々な問題が発生しています。

そこで、児童生徒の発達の段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮が行動や態度に自然に現れるような人権感覚を身に付けさせることが重要です。

さらに、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、北本市男女共同参画プラン^{*}の趣旨に沿った教育を着実に推進することが重要です。

■施策の方向性

- 人権教育推進体制の充実を図ります。
- 学校教育及び社会教育における人権教育を推進します。
- 男女共同参画社会の確立に向けた教育を推進します。

■主な取組

- 人権教育推進体制の充実
 - ・小・中学校における人権教育全体に係る計画を整備し、その充実を図ります。
 - ・小・中学校において児童虐待対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携を深め、児童虐待を防止します。
- 学校教育及び社会教育における人権教育の推進
 - ・小・中学校における人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚を図ります。
 - ・各種の人権課題に応じた社会教育講座や各公民館における人権教育研修会を実施します。
 - ・児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラム^{*}の活用を図ります。
 - ・同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習を実施します。
- 男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進
 - ・男女共同参画を推進するために、各種セミナーや講演会を実施します。
 - ・次世代を担う児童生徒たちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策2 人権啓発活動の推進

—現状と課題—

本市では、人権啓発活動の推進を図るため、3つの人権啓発資料を毎年作成しています。「ふれあい」「けやき」については、市内全戸に配布しています。「じんけん」については、市内の全児童生徒に配布し、人権教育の資料に取り入れています。今後も引き続き人権啓発活動の推進が求められます。

■施策の方向性

- 人権教育啓発資料を刊行して、人権啓発活動の推進を図ります。
- 北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発を図ります。

■主な取組

- 人権教育啓発資料の刊行
 - ・人権教育啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、人権文集「じんけん」を発行します。
- 北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発
 - ・小・中学校、公民館等に掲示し、市民への周知・啓発を行います。



人権文集「じんけん」、人権教育啓発資料「ふれあい」、
北本市人権教育推進委員会広報「けやき」

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策3 心の教育の推進

—現状と課題—

少子化や核家族化の進展、人間関係の希薄化などの中で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他人への思いやりや社会性、倫理観や正義感などについての子供たちの意識が低くなってきています。

生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの豊かな心をはぐくむためには、学校・家庭・地域が一体となって心の教育に取り組むことが重要です。

■施策の方向性

- 学校の教育活動全体をとおして、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。
- 学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。

■主な取組

- 特別の教科「**道徳**」の時間における学習指導の工夫
 - ・『私たちの道徳』や『彩の国の道徳』など、各種資料を効果的に活用するとともに、教科化に伴い、話し合いの形態などを工夫することで、答えが一つでない道徳的課題について、一人一人の児童生徒が発達段階に応じ、自分自身の問題と捉えて自身と向き合うための「考える道徳」、「議論する道徳」の充実を図ります。
- 特別活動の充実
 - ・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動の充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。
- 部活動の充実
 - ・支え合い、認め合い、高め合う人間関係と自主・共同の精神をはぐくむ、活力ある部活動の展開を推進します。
 - ・より専門的な指導を補完できる部活動指導員の配置、地域スポーツクラブ等との連携により、充実した部活動を推進します。
- 体験的な学習等の推進
 - ・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。

○北本ふれあい家族の日の取組の実施

- ・10月第1土曜日を「北本ふれあい家族の日」と名付け、児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集することで、家族のふれあいを深めたり、家族のあり方を考えたりするきっかけとします。

○こころの教育推進事業の実施（こころの授業）

- ・小学校に教科や技能の専門的な経験や知識をもったさまざまな分野の専門家（プロフェッショナル）を非常勤講師として配置し、学校内でのふれあい活動や専門的な授業や教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の指導力の向上を図ります。

○彩の国教育の日の普及・推進

- ・教育に対する関心と理念を深めるとともに、家庭、学校及び地域社会の連携の下に教育に関する取組を推進する「彩の国教育の日」の普及・推進に努めます。



こころの教育推進事業「こころの授業」における
専門的な授業の実施の様子

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策4 ボランティア・福祉教育の推進

—現状と課題—

児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちに寄り添い、生活上の困難さを体感し、福祉や介護への関心を高め、より良い生き方を目指していくことはとても大切なことです。

今後、さらに高齢化が進行する中で、福祉や介護に関する問題に対して主体的に取り組む姿勢を身に付けさせる事業を進めていくことが必要です。

■施策の方向性

- 児童生徒の発達の段階をふまえた、福祉の心を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

■主な取組

- ボランティア・福祉に係る体験的教育活動の推進
 - ・児童生徒の発達の段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者等との交流活動や施設訪問等をとおして、思いやりの心をはぐくみます。
- 関係団体との適切な連携
 - ・地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実に図ります。



小学校4年生 総合的な学習
福祉体験（車いす体験・盲導犬集会）

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策5 生徒指導・教育相談体制の充実

—現状と課題—

年齢に応じて身に付けるべき規範意識や社会でのマナーを身に付けられていない子供たちが増えていることによる小1プロブレム^{*}や学級崩壊^{*}などへの対応が課題となっています。児童生徒の問題行動の予防や解決に当たっては、学校・家庭・地域が連携して、一貫性をもった生徒指導體制をすべての学校で整備することが必要です。

少年非行については、埼玉県内では小学校の暴力行為が増加傾向、中学校ではほぼ横ばいであり、特定の児童生徒が複数回暴力行為を繰り返す傾向がみられます。家庭環境の複雑化など原因が多様化しており、より一層関係機関と連携して取り組み、児童生徒の非行の低年齢化および固定化を防止していく必要があります。

また、不登校^{*}児童生徒数はここ数年増加傾向にあり、初期対応を含め、未然防止についての取組を各関係機関が連携しながら、対応していくことが求められます。

■施策の方向性

- 校内指導體制を確立し、あらゆる教育活動をとおして積極的な生徒指導を推進します。
- 小中一貫教育（学校4・3・2制）^{*}のもと、教職員間の情報共有^{*}を推進します。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行問題行動の防止や有害環境から児童生徒を守る取組を行います。
- 非行など様々な問題を抱える少年の立ち直り支援に向けた取組や家庭への支援を推進します。

■主な取組

- 児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実
 - ・児童生徒の目線に合わせた指導を、保護者との連携を図りながら実施します。
 - ・コミュニケーションを大事にし、家庭と情報を共有化して、すべての児童生徒の成長を第一とした指導を行います。
- 教職員^{*}の共通理解に基づく指導の推進
 - ・いじめ、不登校等の問題に対して、「どの児童生徒にも」「どの学校、学級でも起こりうる」との認識のもと、全教職員が共通理解・共通行動で対応し、その変容、見届けを大切にします。
 - ・いじめの早期発見のためにアンケートを毎月実施し、適正ないじめの認知、被害者の立場に立った指導と100%の解消を目指します。

○教育相談体制の充実

- ・教育センターにおいて学校生活になじめない児童生徒の教育相談、学習支援を推進し、学校での学習^{*}に復帰^{*}できるように支援します。
- ・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、中学校におけるさわやか相談員^{*}による教育相談活動を推進します。
- ・中学校に学習支援室（ほっとルーム）を設置し、不登校や集団での学習が苦手な生徒への学習保障を行い、学級への段階的な復帰を促します。
- ・児童生徒の様々な悩みに対応するため、教育センターや小・中学校に配置しているスクールカウンセラーの専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施します。
- ・児童生徒の家庭、友人関係等における諸問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカー^{*}の活動を推進します。
- ・北本市子どもの権利に関する条例に基づき、人権推進課と連携し、情報共有を図りながら相談体制の充実に努めます。また、タブレット端末を活用した相談体制づくりを推進します。

○学校間連携の推進

- ・中1ギャップ^{*}を解消するために小・中学校教員の連携・交流を深め、児童生徒理解を促進し、児童が安心して中学校に進学し、順調に中学校生活を送れるよう支援します。
- ・各中学校区の取組を充実させ、児童の中学校生活への不安の解消を図るとともに、中学生が憧れの存在として自尊心を高められるようにします。

○校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携

- ・健全育成連絡協議会を開催し、学校同士の連携やPTA、地域、警察、児童相談所との連携を深めます。
- ・市内共通の生徒指導項目を定め、統一した生徒指導の基本を徹底するとともに、各小・中学校への支援を充実させます。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策6 児童生徒の健康の保持増進

—現状と課題—

子供たちを取り巻く生活環境の急激な変化は、子供たちの心身の発達に大きな影響を与えています。ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患の増加、性に関する問題行動、生活習慣病や薬物乱用、食生活の乱れなど、様々な健康に関する課題が顕在化しています。

学校・家庭・地域が連携して、子供の生活リズムを整えることなど、子供の健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

また、各学校では、保健計画に基づく校内の指導体制を整備することが求められています。

■施策の方向性

- 学校、家庭、学校医等の連携を密にして、組織的な学校保健活動を推進します。
- 国や県の食育推進計画を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- 性に関する問題行動や喫煙、飲酒、薬物乱用の防止など、生徒指導とも関連させながら、学校保健に係る現代的課題として対応する教育を推進します。

■主な取組

- 学校保健活動の充実
 - ・各小・中学校の保健計画を基に、学校保健委員会の充実、家庭や学校医等との連携を図りながら、基本的な生活習慣を確立するなど、子供たちの健康の保持増進のための組織的な活動を推進します。
 - ・保健教育を効果的に進め、子供たちが生涯をとおして自らの健康を管理し、改善していこうとする実践力を育てます。
- 学校環境衛生の維持管理
 - ・学校環境衛生基準等に基づき、各教室、飲料水、プール等における衛生の維持管理に努め、子供たちの健康を守ります。
- 食育の推進
 - ・子供たちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食をはじめとする食に関する課題の解消に取り組みます。

- ・栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭等の専門性を活用し、食物アレルギー対応マニュアルの整備とアナフィラキシー対応研修会の実施により、緊急時の対応・体制づくりの共通理解を図ります。
- ・学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業研究会や研修会の充実を図り、学校全体で取り組む体制づくりに努めます。また、県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣します。
- ・保健学習や保健指導の充実を図り、手洗いや給食着着用など衛生習慣確立の徹底を図ります。
- ・給食主任部会や学校栄養士会をとおして、学校給食における地産地消を推進し、食と農に対する関心を高め、食文化への理解を深めます。
- ・学校給食衛生管理基準に基づく学校給食施設及び設備の衛生管理に努めるとともに、安全な食材の提供に努めます。

○性に関する指導の推進

- ・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性教育に努め、性感染症の理解や予防、適切な行動選択への意識啓発を図ります。

○喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する啓発資料の活用等を図り、教職員の意識啓発に努めます。
- ・保健学習を中心に、一方的な知識の伝達ではなく、自ら考え、適切な判断ができるようなアクティブ・ラーニング型の指導を推進します。
- ・学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、児童生徒の発達の段階に応じた効果的な薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施します。



学校給食衛生管理基準に基づく
衛生管理による、安全でおいしい
学校給食の提供



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

—現状と課題—

子供の日常生活から運動や遊びの時間・空間・仲間が減少しており、北本市の児童生徒も全国と同様、昭和60年頃をピークに児童生徒とも低下・停滞傾向にあります。

運動習慣の形成と体力の向上を推進するには、体育科・保健体育科授業のより一層の充実を図るとともに、学校の教育活動全体で体力向上に取り組むことが重要です。

また、学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な技術指導ができる顧問教員などの確保が課題となっています。

■施策の方向性

- 運動好きな児童生徒の育成を図るとともに、一人一人の実態に合った体力の向上を推進します。
- 体力向上推進委員会^{*}を核に、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基盤を築くため、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。
- 専門的な技術指導ができる地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組みます。
- 児童対象の運動教室を開催し、児童がスポーツに親しむ動機付けを行います。

■主な取組

- 児童生徒の体力向上の取組
 - ・児童生徒が自らの体力向上目標値を設定し、すすんで運動に取り組めるような、きめ細やかな指導を実践します。
 - ・新体力テストの結果を本人・保護者・学校が共有し、活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、一人一人の体力を確実に伸ばす教育に取り組みます。
- 学校体育の充実
 - ・各校の体力向上推進委員会において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にするとともに、具体的な解決策を検討・実践し、検証及び改善に生かします。
 - ・各校の体力課題を明確にし、体力向上のための研究実践を推進するとともに、その取組や成果について北本市体力向上推進委員会で共有し、各学校に広めます。
 - ・授業研究会の研究結果を活用するとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教員を派遣します。

- ・武道などの体育授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。

○生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成

- ・運動の楽しさに気付かせ、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。
- ・体を動かす心地良さや友達と交流する楽しさを実感できる体育的活動を充実させるとともに、休み時間の外遊びを奨励します。

○運動部活動の充実

- ・運動部活動指導の充実を図るために、外部指導者や部活動指導員等を活用するとともに、運動部活動の顧問教員を県教育委員会等主催の実技指導者講習会に積極的に派遣します。
- ・学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等と連携を図り、充実した部活動を推進します。
- ・生徒のニーズや学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を支援します。
- ・夏季休業日等において、小学校6年生の部活動体験を実施し、児童の部活動に対する関心及び意欲を高めます。

○児童対象の運動教室の開催

- ・器械体操や陸上競技、水泳等の専門家を講師に招き、児童の運動に対する興味・関心を高めるとともに、運動好きな児童を育成し、基礎的・基本的な技能等の定着を図ります。



武道（柔道・剣道）の外部指導者と中学校生徒

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

—現状と課題—

登下校時や校内においての様々に変化する周辺環境の中で、学校は、児童生徒を守るための安全確保に努めています。

児童生徒には、地震・台風・落雷・竜巻などの天災や火災等及び不審者への対応など、自ら考え判断し、適切に行動する危機対応能力の基礎を培うための教育が必要です。

また、東日本大震災以後、学校の被災時における迅速な避難体制の整備と、さらなる危機管理体制の確立が求められています。

さらに、地域における安全確保については、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子供を守る体制づくりが大切です。

■施策の方向性

- 児童生徒の命を守るために、交通安全教育を徹底します。
- 東日本大震災等の教訓を生かした防災体制を整備します。
- 児童生徒の登下校の安全を見守る地域との連携を図ります。
- 災害時において児童生徒が、とっさのときにお互いを助け合えるような人材の育成を目指します。

■主な取組

○交通安全の推進

- ・学校と保護者、学校ボランティア等が連携して登下校時の安全指導、定期的な安全点検を行い、きめ細やかな点検等を実施し、改善に努めます。
- ・通学路を含む児童生徒の身近な地域安全マップ^{*}を作成し、授業等で活用することにより、地域の状況を再確認し、交通安全の意識を高めます。
- ・事故発生リスクAI予測サービスを活用し、通学路の選定や安全点検に反映させ、安全な通学路の確保に努めます。
- ・児童生徒が自転車の正しい乗り方や走行について学ぶため、スケアード・ストレイト^{*}教育技法等による自転車安全教室や交通安全教室を実施します。
- ・児童の声による下校放送を継続・充実させ、児童自身及び地域の安全に対する意識を高めます。

○災害安全（防災）の推進

- ・災害時に適切な行動を取ることができるような児童生徒の育成を目指し、避難訓練を充実します。

- ・北本市危機管理指針との整合性を図り、様々な災害を想定した防災マニュアルの見直しと充実を図ります。

○生活安全の推進

- ・教職員の危機管理意識を高めるため、定期的な研修や掲示物等のユニバーサルデザイン化を行い、非常時における適切な判断・行動ができるよう指導します。
- ・防犯教室の実施により、緊急時における教職員及び児童生徒の対応を指導します。
- ・施設設備の点検・改修を行うとともに、危機管理マニュアルの作成と見直しを行います。
- ・不審者対応等、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の安全確保を徹底します。
- ・スクールガード・リーダーや地域の見守り隊と連携し、児童生徒の登下校の安全確保に努めます。
- ・通学路の指定、帰宅が遅い時の安全確保などの児童生徒への指導を徹底します。